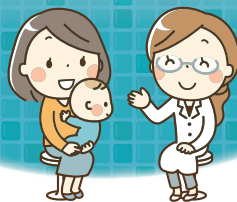


いろいろな相談窓口



サンスクエア東広島

西条西本町28-6



子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）

はあとふるは「子育て支援」、「障がい者相談支援」によりさまざまな角度から子育て家庭を応援する複合相談施設です。



はあとふる



●所在地 サンスクエア東広島1階 ☎082-493-6073 FAX082-424-3841

障がい者相談支援センター ☎082-493-6073

障がいのある方およびその家族を対象に、本人や家族等の相談に応じる「相談支援」、社会的資源を活用した生活しやすい環境づくりをお手伝いする「生活環境を整えるための支援」、「福祉サービスの利用援助」、「社会生活力を高めるための支援」等を行っています。

●受付日時 月曜～土曜日 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

家庭児童相談室 ☎082-493-6072

家庭での養育などの相談やひとり親家庭の自立相談を受けています。

●受付日時 水曜日 10時～17時（祝日・年末年始を除く）



働く女性の相談室

「育休中だけど復帰してからが不安…」「職場の人間関係が難しい…」「これから働きたいけど、家庭との両立が不安…」そんな悩みはありませんか？

産業カウンセラーがあなたのおはなしをお聴きし、仕事上の悩みや、今後の働き方に関する悩みなどを解決するお手伝いをします。秘密は守りますので、自分の職場で相談しにくいことなど、ぜひお話しください。日程は、広報「東広島」の「相談室」のページをご覧ください。エスポワールにお問い合わせください。

※お子様連れでの相談も可能ですので、予約時にお気軽にお申し出ください。

●実施場所 サンスクエア東広島2階

●日時 原則毎月第3土曜日①13:30～ ②14:30～（事前予約制）

●申込 エスポワール（男女共同参画推進室） ☎082-424-3833



子育てに関する相談窓口一覧

名称(相談員)	相談内容	日時 ※祝日・年末年始を除く	お問い合わせ
家庭児童相談(家庭相談員)			
子育てに関すること、経済的自立にかかる相談、児童虐待相談など	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭課内 月曜～金曜日 8:30～17:15 ●はあとふる内 水曜日 10:00～17:00 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭課内 ☎082-420-0407 ●はあとふる内 ☎082-493-6072 	
すくすくサポートほっとライン(保健師・助産師)			
妊娠や出産、産後の赤ちゃんとの生活など	月曜～金曜日 8:30～17:15	☎082-422-1023	
子育て相談(児童厚生員)			
就学前の育児不安や保護者の悩みなどの相談	火曜～金曜日・日曜日 10:30～12:00、 13:00～16:30	児童青少年総合相談室 (児童青少年センター内) ☎082-422-3749	
小児難病相談室			
小児難病患者や家族の日常生活における相談・支援	月曜～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	広島大学病院臨床管理棟1階 ☎082-256-5558	

子育てと仕事を両立したい時

ハローワーク広島西条(広島西条公共職業安定所) マザーズコーナー

子育てしながら働きたい方に対して、就職に結び付くよう職業相談等を実施しています。キッズコーナーを用意していますので、おさま連れでも周りの方を気にせず相談ができます。

※ハローワーク(公共職業安定所)は、仕事をお探しの方などに対して、さまざまなサービスを無償で提供する、厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関です。

●所在地 東広島市西条町寺家 6479-1 (無料駐車場あり)
☎082-422-8609 部門コード42#

●主な支援メニュー

- ・担当者制による職業相談
- ・子育てと両立しやすい求人の情報提供
- ・子育て支援に関する各種情報の提供

●利用料 無料

●ご利用可能時間 平日 8:30～17:15
(土日祝、年末年始は閉庁)



はじめてご利用の方は、事前に**ハローワークインターネットサービス**から**求職申込み**を済ませて来所するとスムーズに相談ができます。

二次元バーコードを読み取り、
下のボタンをタップ!



マイページを開設して求職申込み

子どもを望んでいる夫婦への助成や相談

不妊・不育の相談

問 県 不妊専門相談センター ☎・FAX 082-870-5445



不妊・不育に関する不安や悩み・治療のご相談を助産師が受けています。面談相談は予約が必要です。プライバシーは厳守しますので、お気軽にご相談ください。

- 電話 木・土・日曜日 10時～12時30分、火・水・金曜日 15時～17時30分
 - メール 24時間受付 原則1週間以内に返信 ※祝日・年末年始休み
 - FAX 原則1週間以内に返信 電話相談の時間は受信できません。
 - 面談(予約制) 土曜日 15時～17時 詳細はホームページをご確認ください。
 - オンライン(予約制) 第1土曜日 13時～15時、第3木曜日 19時～21時
※祝日・年末年始休み、相談日の2日前までに予約
 - 妊活交流会(予約制) 詳細は(広島県不妊専門相談センター) ホームページをご確認ください。
 - 心理士面談相談(予約制) 対面とオンラインが選べます。詳細は申込フォームをご確認ください。
- ※各予約は右記二次元コードから行なってください。

広島県 特定不妊治療費の助成

問 県 西部東保健所保健課 ☎082-422-6911(代)

広島県では、令和4年4月から不妊治療が保険適用になったことに伴い、保険適用外の先進医療等の費用の一部を助成しています。

さらに、令和5年4月からは、先進医療等の活用によって治療費の全額が自己負担となった方を対象とする新たな助成メニューを追加しました。

対象及び申請方法等はお問い合わせください。

※広島県ホームページ【令和4年度から】広島県特定不妊治療支援事業について」を参照

広島県 不妊検査・一般不妊治療費の助成

問 県 西部東保健所保健課 ☎082-422-6911(代)

広島県では、将来子どもを授かることを望むご夫婦や、不妊を心配されている方への支援として、夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、不妊検査を含めた一般不妊治療の費用の一部を助成しています。対象及び申請方法等はお問合せください。

※広島県ホームページ「広島県不妊検査費等助成事業 ～不妊検査は夫婦そろって受けましょう！」を参照

広島県 不育症検査事業の助成

問 県 健康福祉局子供未来応援課 ☎082-513-3171

広島県では、先進医療として厚生労働省が定める不育症検査費用の一部を助成しています。対象及び申請方法等はお問い合わせください。

不妊検査・一般不妊治療費の
助成特定不妊治療費の助成



特定不妊治療費の助成



東広島市 不妊・不育治療費の助成

問 こども家庭課 ☎082-420-0407

一般不妊治療費の助成

子どもを産み育てたいと願っている夫婦に対して、一般不妊治療の一部を助成します。対象および申請方法等はお問い合わせください。



不育症治療費の助成

不育症治療を受けられているご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。対象および申請方法等はお問い合わせください。



特定不妊治療費の助成

特定不妊治療を受けられたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。対象および申請方法等はお問い合わせください。



児童虐待とは

- 身体的虐待** ながる、ける、戸外にしめ出すなど暴力を加えること
- 性的虐待** 子どもへの性的行為の要求、ポルノグラフィーの被写体に強要するなど
- ネグレクト(育児放棄・怠慢)** 家や車の中に置き去りにする、適切な食事を与えない、極端に不潔なままにする(環境・衣服)、同居人からの子どもへの暴行を放置するなど
- 心理的虐待** 言葉による脅かし、無視、きょうだいと差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるうなど



保護者が「しつけ」という理由で行っている行為であっても、子どもに著しい苦痛を与えたり、子どもの成長に悪影響を与える場合は、「虐待」にあたります。
「しつけ」か「虐待」かの判断は、子どもの視点・立場で考えます。

児童虐待に気づくためのポイントは？

虐待を早く発見するためには、子どもに関わる一人ひとりが、ちょっとしたサインを見逃さないことが大切です。

●親が不自然

- ・子どものけがに対する親の説明が不自然
- ・人との関わりを避ける
- ・子どもに会わせようとしない
- ・引越が不自然に多い

●子が不自然

- ・発育がよくない
- ・落ち着きがない
- ・乱暴である
- ・節度なくベタベタ甘える
- ・無表情である

●親子関係が不自然

- ・親の子どもを見る目が冷たい
- ・お互い視線を合わせない
- ・子どもへの言葉かけが乱暴
- ・親の前で子どもが極端に緊張している

虐待かな、と思ったら

連絡した人の秘密は守ります。

連絡先機関による調査の結果、虐待の事実がなかった場合も、児童虐待防止のため行っている限り連絡者は罰せられません。

いろいろな
相談窓口

●必要な内容

- 子ども・保護者について（名前・年齢・性別・住所）○虐待と思われる内容
- 日時について○子どもの状況

内容について不十分でも、気になることがあれば、まず相談・連絡ください。

●相談・連絡先（東広島市）

問 家庭児童相談室（こども家庭課内） ☎082-420-0407

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

●相談・連絡先（広島県）

問 西部こども家庭センター東広島支所 ☎082-426-5650

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

児童相談所
虐待対応ダイヤル ☎ **189** お住まいの地域の
児童相談所に
つながります。 ※24時間対応

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

- 身体的暴力** 殴る・蹴る、髪をひっぱる、刃物などの凶器を体につきつける、物をなげつける など
- 精神的暴力** 大声でどなる、無視する、交友関係や電話を細かく監視する、大切にしているものを壊したり、捨てたりする など
- 性的暴力** 性的行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノビデオ・雑誌を見せる など
- 経済的暴力** 生活費を渡さない・使わせない、お金の使い方を細かく監視する、外で働くことを妨げる など

被害者を守る法律があります

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、各都道府県や一部の市町に「配偶者暴力相談支援センター」が設置されています。また、「保護命令」という制度があり、地方裁判所への申し立てにより、暴力をふるう配偶者から被害者を保護する仕組みが設けられています。

※保護命令に違反した場合の罰則も定められています。

暴力は被害者にも子どもにも大きな影響を与えます

●被害者への影響

暴力によって、身体的にも、精神的にも深く傷つきます。つらい経験が原因となって、様々な精神的症状が現れる病気（心的外傷後ストレス障害）なども見られます。

●子どもへの影響

子どもが直接影響を受けてけがをしたり、暴力を目撃することにより、心身の症状が現れることがあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。子どもには、暴力のない環境で、子ども自身が様々な選択をしながら育つ権利があります。

●あなたが暴力を受けていたら

がまんしないで。あなたが悪いではありません。危険を感じるときは、その場から立ち去る（逃げる）ことをまず考えましょう。危ないときは110番通報で警察に保護を求めることも必要です。まずは相談してください。



配偶者からの暴力、女性の人権、夫婦・家族の問題などの相談窓口

名称(相談員)	相談内容	日時 ※祝日・年末年始を除く	お問い合わせ
みんなの人権110番(法務局職員・人権擁護委員)			
人権についての悩みごと	月曜～金曜日(※)8:30～17:15	広島法務局東広島支局 ☎0570-003-110 ☎082-423-7707 (上の番号でつながらない場合)	
県西部こども家庭センター 東広島支所			
配偶者等からの暴力被害、家庭不和など女性の相談	月曜～金曜日(※)10:15～17:00	広島県 ☎082-426-5660	
県休日・夜間電話相談			
配偶者等からの暴力被害、家庭不和など女性の相談	月曜～金曜日 17:00～20:00 土曜、日曜、祝日(年末年始を除く)10:00～18:00	広島県 ☎082-254-0399	
東広島警察署(相談員・警察官)			
DVに関する被害者からの相談	24時間受付	東広島警察署 ☎082-422-0110	
こども家庭課(配偶者暴力相談支援センター)(女性相談支援員など)			
DV、ストーカー、暴力など	月曜～金曜日(※)8:30～17:15	こども家庭課 ☎082-420-0407	
エソール広島電話相談			
生活上の悩みごと、家族の悩み、恋人やパートナーのこと	毎日(水曜・日曜・祝日・年末年始を除く)10:00～16:00	広島県女性総合センター「エソール広島」 ☎082-247-1120	
働く女性の相談室(産業カウンセラー)			
セクハラ、パワハラ、仕事と子育ての両立など	毎月第3土曜日 ※広報「東広島」をご覧ください	エスポワール ☎082-424-3833	
DV相談+(プラス)			
DV、デートDVなど	24時間受付 ※SNS、メールでも相談できます	内閣府男女共同参画局 ☎0120-279-889	
DV相談ナビ			
DV相談機関の案内(転送)	各機関の相談受付時間内	内閣府男女共同参画局 ☎#8008 (はれれば)	
性犯罪被害相談電話全国共通番号			
管轄する地域の各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口の転送	24時間受付	警察庁 ☎#8103 (ハートさん)	
性犯罪相談電話(警察官)			
性犯罪	24時間受付	県警察本部 ☎#8103 ☎0120-630-110	
性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター			
最寄りのワンストップ支援センターへ転送	各機関の相談受付時間内	内閣府男女共同参画局 ☎#8891 (はやくワンストップ)	

いろいろな相談窓口

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。

ヤングケアラーが行うケアの内容は、食事の用意や洗濯等の家事、家族の介助や通院の付き添い、投薬・金銭管理、感情面での寄り添い、兄弟の世話・見守り、家族のための通訳など多岐にわたります。

担っている責任や負担の重さによっては、学業や友人関係に影響が出てしまうことがありますが、本人や周囲にその自覚がないケースや、福祉サービス等につながることができず、一人あるいは家庭内で負担を抱え込んでいるケースも多いと考えられます。

「私、ヤングケアラーなのかな」「あの家庭ヤングケアラーじゃないかな」と思ったら、まずは相談・連絡ください。

相談・連絡先 **こども家庭課** ☎082-420-0407



里親制度とは

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたちが、日本には約4万2千人います。そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、様々なサポートを受けながら、温かい愛情と正しい理解をもって育てる制度です。

里親には、さまざまな迎え入れ方があり、4つの種類があります。

- 養育里親**：原則18歳未満の子どもを、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育します。期間は1年以内の短期とそれ以上の長期の場合もあります。
- 専門里親**：養育里親のうち、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
- 養子縁組里親**：養子縁組を結ぶことが前提です。養子縁組が成立するまでの間、里親として一緒に生活します。
- 親族里親**：実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

里親希望の方へ 里親になるには「里親登録」が必要です。

相談・連絡先

里親支援センターからふる（広島修道院） ☎082-261-1356

